

緊急時における定期試験の実施について

小田急線が運行を停止した場合、天災（台風・地震・大雪等）により、気象庁から東京 23 区西部に暴風警報等が発令された場合および大規模地震の警戒宣言が発令された場合、定期試験の取扱いは次のとおりとする。

記

1. 小田急線の新宿から相模大野までの全区間が運行を停止した場合
2. 特別警報、暴風警報、大雪警報または暴風雪警報が「東京 23 区西部」が発令された場合
(大雨・洪水・波浪警報は含まない)

運行再開・警報解除時刻	定期試験の取扱い
～8:00	平常どおり実施する。
8:01～9:15	全時限について、1時間15分ずつ繰り下げて実施する。 (例. 9:15 ⇒ 10:30)
9:16～10:30	1～6時限について、2時間30分ずつ繰り下げて実施する。 (例. 9:15 ⇒ 11:45) 7時限については、当日は中止し、後日に延期して実施する。
10:31～12:15	1～3時限について、当日は中止し、後日に延期する。 4時限以降については、平常通り実施する。 (13:30～)
12:16～13:30	1～3時限について、当日は中止し、後日に延期して実施する。 4～7時限については、1時間15分ずつ繰り下げて実施する。 (例. 13:30 ⇒ 14:45)
13:31～14:45	1～3時限および7時限について、当日は中止し、後日に延期して実施する。 4～6時限については、2時間30分ずつ繰り下げて実施する。 (例. 13:30 ⇒ 16:00)
14:46～	すべての時限について、当日は中止し、後日に延期して実施する。

3. 大規模地震の警戒宣言が発令された場合

首都圏・東海地方を中心とする大規模な地震発生が予測され、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災対策強化地域判定会の招集が確認された場合は、直ちに試験を中止し、以降の試験をすべて中止とします。翌日以降の取扱いは、以下のとおりとします。

警戒宣言解除時刻	定期試験の取扱い
～8:00	平常どおり実施する。
8:01～	すべての試験を中止する。

※地震防災対策強化地域判定会

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震対策強化地域に係わる大規模な地震の発生のおそれに関する判定を行うために、気象庁長官の要請によって招集される判定会を指す。

以下の場合、掲示板や大学ホームページを通じて周知する。

- ① 後日に延期されることとされた時限についての新たな試験の日程は、原則として定期試験予備日等とする。
- ② 学長の判断により、試験の中止や上記以外の開始時刻の変更（時限の繰り下げ等）を決定することがある。